

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 〇 日

〇〇 (各公共交通事業者名) 殿

〇〇地方運輸局〇〇部長
沖縄総合事務局運輸部長

一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を
地方公共団体に提供する仕組みの構築等について

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) において、道路運送法に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築すること等が閣議決定されたところである。

この対応方針においては、上記の情報提供の仕組みを構築することを踏まえ、各公共交通事業者の皆様においても、地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 4 条第 4 項及び交通政策基本法第 10 条、第 12 条、第 27 条等の趣旨に基づき、当該地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、各公共交通事業者の皆様へに通知することとされた。今後、当該対応方針を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力されたい。

なお、地方公共団体に対する情報提供の仕組みの構築に関し、各都道府県あて、別添のとおり通知したことを申し添える。

(参考)

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（抄）

（国等の努力義務）

第四条（略）

2・3（略）

4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

○交通政策基本法（平成25年法律第92号）（抄）

（交通関連事業者及び交通施設管理者の責務）

第十条 交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、交通関連事業者及び交通施設管理者は、基本理念にのっとり、その業務を行うに当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（関係者の連携及び協力）

第十二条 国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（協議の促進等）

第二十七条 国は、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、交通に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるものとする。